

会長の挨拶 9 制度的意味論

ロータリクラブは奉仕を目的とする親睦団体である。それは職業奉仕追求の目的達成の手段たるクラブ組織である。この組織を維持し、この目的達成のため必要不可欠なものとなっている思考を、法律学的に制度と呼ぶ。従って制度とはただ単に具体的な組織を支えている理論上の原則ばかりでなく、組織を手段として目的達成に対して必要不可欠の思考に関する原則をも含むのである。このように眺めてみると、ロータリー組織論ばかりでなく、ロータリーがその組織を媒介とするところの、職業奉仕の実現のため、必要不可欠と考えられるもの、言いかえれば、それなくしては、ロータリーなしと考えられるものが、ロータリーを支える制度だということになる。

従って、制度の内容をなすロータリーの諸原則は、いわばロータリーの骨格をなしているものであり、この故にこそ、一定程度以上にこの原則に反する行為があれば、当該ロータリアン又は当該クラブに対して、一定の法的制裁が加えられることに成るのである。ロータリーは親睦団体であるから、恐らく個々のロータリアンの懲戒を行うことは一よし不可能ではないにもせよ一極度に難しいに違いないが、クラブに対する懲戒の権限は国際ロータリー理事会に明文を以て賦与されている。また、法的制裁は、ただ懲戒だけではなく、会員の資格喪失や国際ロータリーからの是正の勧告を受けるという形をとることもある。

(小堀憲助著 『ロータリー思想の理論構造』より引用)